

「愛知県青少年保護育成審議会」の委員を公募します

愛知県では、青少年の健全な育成を阻害する環境から青少年を保護することを目的に、愛知県青少年保護育成審議会を設置しており、幅広く県民の皆様の意見を反映させるため、2011年度から委員の公募を実施しています。

この度、新たな委員を公募しますのでお知らせします。

1 委員の役割

知事の諮問に応じ、愛知県青少年保護育成審議会に出席し、愛知県青少年保護育成条例の実施に関する事項について調査審議していただきます。

2 募集人員

2人

3 任期

2025年6月1日から2027年5月31日までの2年間

4 応募資格

- (1) 青少年行政の推進について強い関心を持っている方
- (2) 愛知県在住で、2025年6月1日現在、満20歳以上の方
- (3) 年1回から2回程度、平日昼間の会議に出席して積極的な発言ができる方
- (4) 国家公務員又は地方公務員でない方
- (5) 過去に愛知県青少年保護育成審議会委員の経験がない方

5 応募方法

次の書類を、郵送、ファックス、電子メールのいずれかで、愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課青少年グループへ提出してください。（提出された書類は返却しません。）

- (1) 愛知県青少年保護育成審議会委員応募申込書（裏面）

※ 県社会活動推進課Webページからもダウンロードすることができます。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/syakaikatsudo/>)

- (2) 作文

テーマ：「青少年を取り巻く社会環境の課題について」（1,200文字以内）

※ 青少年問題全般でなく、携帯電話・スマートフォン、SNS、非行、有害図書類など、特定の課題に絞って記載することも可能とします。

6 応募締切

2024年12月19日（木）【必着】

7 選考方法

選考委員会において応募書類による選考ののち、面接（2025年1月28日（火）予定）を行い、決定します。（選考の結果は、応募者本人に通知します。）

8 その他

- (1) 審議会の出席に応じ、県の規定による報酬及び旅費を支給します。
- (2) 委員の氏名等は、県社会活動推進課Webページに掲載させていただきます。

9 応募・問合せ先

〒460-8501（住所記載不要）

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課青少年グループ

電話 052-954-6175（ダイヤルイン） F A X 052-971-8736

電子メール syakaikatsudo@pref.aichi.lg.jp